

高知県動物愛護管理推進計画へのパブリックコメント募集結果について

このたびは県の動物愛護管理推進計画案へたくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見の概要とご意見に対する県の考え方は以下のとおりです。

なお、ご意見は主なものを概要としてまとめさせていただきましたので、ご了承ください。具体的なご提案等については、今後も業務を進めるうえで参考にさせていただきます。

募集期間

平成20年1月29日～2月24日

意見提出者数 104名

うち県内在住の方 15名

県外在住の方 86名

未記載 3名

【県内在住の方からのご意見と県の考え方】

(1) 普及啓発

- ・ 小学校での愛護学習の強化を。

動物愛護教室では、県でたくさんの動物が処分されている現状を説明し、どうすれば処分数が減るかを考えてもらっています。

この教室は、動物を飼う社会的責務を知ると共に、生き物を大事にし、他人を思いやる気持ちを育むこともできるため、啓発として重要であると考えています。今後、この教室が動物愛護推進員、県のアイデアでさらに充実したものになるよう努めます。

- ・ 動物を平気で捨てる人が多いことに目を向けて。

遺棄された動物がどうなるかということや、動物の遺棄は犯罪であること、遺棄をすると50万円の罰金が科せられることなどを、譲渡前講習会や小学校での啓発、広報などを通じて更に啓発していきます。

(2) 動物の殺処分数の削減

- ・ 犬猫引取り頭数を10年後に半減とする目標値を追加すべき。

目標値を次のとおり設定し、10年後における達成を目指します。

殺処分数 平成29年度に 犬及び飼い猫 平成19年度の50%減
所有者不明猫 平成19年度の25%減

目標値は、県の引き取りや処分数における傾向と、それぞれの対策に要する時間を考え、猫については、飼い猫と所有者不明猫とに分けて設定しました。また、当面は、引き取った動物の譲渡や返還を推進していく必要があるため、殺処分数を目標にすえることとしました。

- ・ 収容動物の抑留・保管期間を延長すべき。

現状の犬舎が保管できる頭数には限度があるため、犬の引取数と犬舎の状況をみながら、保管期間の延長を検討していきます。また、返還や譲渡の可能性のあるものについては、保管期間を延長します。

- ・ 離乳前の子ねこの譲渡（育成して譲渡する）を促進すべき。

譲渡に関しては、協力いただいている地域のボランティアの方と十分な協議が必要です。
現在、譲渡は子犬のみですが、譲渡の適性があると判断できるねこについて、今後、譲渡の方向性を探っていきます。

- ・ 譲渡会を県内各地で行ってはどうか。

譲渡会は、高知市、四万十市の小動物管理センターのほか、不定期に安芸の保健所で行ってききましたが、計画案にある譲渡拡充の検討のなかで、今後、別の会場（保健所単位など）での開催についても考えます。

- ・ 保健所で収容している犬猫の情報をネットで閲覧できるようにしてほしい。

今後、インターネットにより収容動物の情報公開を行う方向で関係者と調整します。また、運用している「アニマルステーション（犬猫を飼いたい人、譲りたい人、迷い犬・猫などの情報掲示板）」についても更なる活用を図ります。

- ・ 処分場を開示し、犬猫の悲惨な現状をありのままに見せるべき。

小動物管理センターは、見学者の受入れなどをして一般へ開示しています。また、引取りや処分数が多いことは、小学校の動物愛護教室で児童へ知らせているほか、県内の動物専門学校生徒さんにも授業の一環でセンターを見学してもらい、どうするべきかを考えてもらっています。
また、今後は、引取りを申請する者に対し、繁殖制限の指導だけでなく、念書を提出させることや、リピーターかどうかの確認、保健所からの指導の方法についてもマニュアル化していきます。

- ・ 収容場所の環境は改善されているか。

犬の区分けなどの配慮は現在も行っていますが、今後もソフト面で対応可能なところから改善していきます。

- ・ 動物をガスでもがき苦しむことなく少しでも安楽死させてほしい。

現在の処分頭数と人的体制では炭酸ガスによる処分を継続せざるを得ませんが、処分数削減の取り組みを行うなかで、将来的に収容頭数が減少した時には麻酔薬の投与などの方向性を考えていきたいと思えます。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

- ・ 野良猫にはエサをやらない、野良犬同様に捕獲の対象とするなどの野良猫対策を。
- ・ 猫の不妊去勢手術の助成金制度の導入を。県、獣医師会でなんとかできないか。
- ・ 野良猫対策のボランティアへ支援を。
- ・ 猫の不妊手術の義務化を。
- ・ 野良猫の多い地域に地域猫活動と呼びかけて地域協力者とともに野良猫を減らす活動を図ると追加すべき。高知でも個人的に手術を施している人がたくさんいる。そういう活動に行政はもっと協力すべき。

いわゆる野良ねこの対策については、県民の方からも多くの意見をいただきました。

計画案の5（3）取組内容3「所有者不明ねこ及び多頭飼育に関するモデル的な対応策の推進」のなかで、市町村、県獣医師会と連携し、所有者不明ねこの対策の進め方について協議します。

また、他の自治体の取り組みに関する情報を収集し、相談のあった際に情報提供したり、協議会等関係団体や推進員の会で協議する場を設けるなどして、地域主体のルールづくりを支援します。

（4）所有者明示（個体識別）措置の推進

- ・ **動物へのマイクロチップ義務化を。**

マイクロチップについては、このパブリックコメントで賛否両論のご意見をいただきました。現在の計画案にはマイクロチップの推進を記載していますが、ご意見を受け、別の個体識別の方法（迷子札の装着など）の推進も明記し、飼い主が措置をしやすい方法を選択することで、全体として個体識別措置が徹底されるように進めていきます。

（5）動物取扱業の適正化

- ・ **動物販売業者は、動物の生年月日と共にブリーダーから出荷された日も表示するよう指導すべき。**

幼齢期の動物の販売日齢については、国においてもそのあり方が検討されているところですが、その検討経過もみながら、現在の規定である「成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売に供すること」の遵守について事業者へ指導していきます。

- ・ **年数回、抜き打ちで繁殖業者の監査が必要。できれば営利目的の販売は禁止してほしい。**

特定の情報があるなど、その状況を確認する必要がある場合には、事業所に事前通告なしで立ち入ります。定期的な立ち入りも基本的には同じですが、責任者から状況を聴取したり、効率的な立ち入りをするために事前に連絡することがあります。

現在の計画案でも事業所への立ち入りを記載していますが、立ち入りの時期については、現在の案を1年前倒しし、平成20年度から行います。

（6）実験動物の適正な取扱いの推進

- ・ **動物実験を廃止してほしい**

この計画では廃止や禁止を規定することはできません。

実験動物の取扱いについては、計画案5（6）現状 に記載しているとおり、指針やガイドラインが定められています。

このガイドライン等には、動物実験を客観的に審査・点検する動物実験委員会の設置や、動物実験責任者による動物実験計画書の作成、機関長による承認、履行状況の報告などが記載されており、これらに沿って実験が行われるように周知、助言を行っていきます。

【県外在住の方からのご意見と県の考え方】

(1) 普及啓発

- ① インターネット以外にも普及啓発をすべき。(高知県では普及率が低いため)
- ② 市町村広報に毎月1回ぐらい狂犬病予防注射、不妊去勢手術、遺棄の防止、その罰則を載せて徹底的に啓発するべき。
- ③ 町内回覧に譲渡会情報を。

計画案5(1)取組内容3のとおり、テレビ、ラジオ、新聞の活用や、市町村、ボランティアと連携した広報、啓発を推進していきます。

- ④ 市町村窓口にも愛護行政に詳しい担当を置き、普及啓発を。
- ⑤ 回覧板を利用し、不妊去勢の重要性、放し飼い禁止、名札の着用、相談機関などを書いて月1回程度まわしたら効果があるはず。

計画案5(1)取組内容5「地域の区長会を通じた啓発の推進」や、(3)取組内容3「所有者不明ねこ及び多頭飼育に関するモデル的な対応策の推進」のなかで、市町村や地域の代表者(区長など)と連携し、普及啓発を行っていきます。

- ⑥ 「鳴き声」「逸走」による苦情防止のためにも不妊去勢手術の啓発を強化すべき。

「鳴き声」「逸走」防止策として手術を行うことのメリットを譲渡前講習や苦情対応における指導でもアドバイスしていきます。

- ⑦ 登録、狂犬病予防接種率向上のために動物取扱業から登録申請様式を渡す。また、開業獣医師のところで登録、注射ができたらいい。そのチェック(登録・注射をしているか)も獣医でできないか。

犬の飼い主が登録や狂犬病予防注射をし易くなるよう、いただいたご意見のような、動物取扱業者や動物病院における工夫についても、市町村等へ提案していきたいと思います。

- ⑧ 農村部など田舎での啓発を推進員が行い、村落単位でマナーセミナーの開催を。
- ⑨ ドッグトレーナーを講師に迎え、矯正方法を月1回くらいの講習会で飼い主に受講させると良い。

動物愛護推進員の活動について、今後、地域における普及啓発活動の具体を検討していきます。現在は、推進員が一部地域に偏る傾向がありますので、県全域への推進員の配置を目指して委嘱を進めます。
いただいたご意見のような具体案については、今後推進員の会や、譲渡制度の拡充(いわゆるアフターフォロー)を検討する中で話し合います。

- ⑩ 小学校等における取組として、センターの犬猫のエサやりをさせることが一番。保護者も同行して親子で命の大切さを学んでほしい。
- ⑪ 学校教育は単にふれあいや知識の伝達に終わらず、遺棄や引取の現状、譲渡会、虐待防止を伝えること。また対象は地域住民も参加できるようにして自治体と県民が連携

できる活動の場としてほしい。

小学校における動物愛護教室では、県でたくさんの動物が処分されている現状を説明し、どうすれば処分数が減るかを考えてもらっています。子どもさんは少なからずショックを受けられますが、その内容を家庭で話してもらうことで、保護者や地域の大人にも一緒に考えてもらっています。また、参観日など保護者に参加してもらう方法でも行っています。

また、小動物管理センターでは、見学者の受入れなどをして一般へ開示しています。また、県内の動物関連専門学校の生徒さんには、授業の一環でセンターを見学してもらい、どうするべきかを考えてもらっています。

(2) 動物の殺処分数の削減

① 殺処分数について目標値の設定をすべき。

(具体的な値は「半減」、「0とするべき」、「種別・親子で別に設定するべき」、「引取、返還、譲渡、処分で別に設定するべき」「保健所ごとに」「年度ごとに」等さまざま。)

目標値を次のとおり設定し、10年後における達成を目指します。

殺処分数 平成29年度に 犬及び飼い猫 平成19年度の50%減
所有者不明猫 平成19年度の25%減

目標値は、県の引き取りや処分数における傾向と、それぞれの対策に要する時間を考え、猫については、飼い猫と所有者不明猫とに分けて設定しました。また、当面は、引き取った動物の譲渡や返還を推進していく必要があるため、殺処分数を目標にすえることとしました。

② 定点収集は即刻廃止すべき。

定時定点での飼い犬、飼い猫の引取りについては、遺棄が増えないよう、再度所有者責任を周知徹底しながら、廃止する方向で取り組んでいきます。

③ 飼い主不明の猫や負傷動物の引取、捕獲を行うなら治療はもちろん、譲渡を目的とした引取業務にすべき。

(ア) 譲渡マニュアルを作成し、譲渡時に審査をすべき。

(イ) 不妊手術を義務化し、譲渡後に証明書を送らせるべき。

④ 終生飼養の約束よりも命の引継ぎに責任を持つ約束を重視すべき。

⑤ 譲渡は、譲受側に定期的に状況を報告する義務を課すべき。

譲渡前の審査については、協力していただいているボランティアと話し合い、飼育事前調査として、全員が飼育を賛成しているか、終生飼養できるか、不妊去勢手術をさせるか、経費を考えているか、などを記載させ、問題があるところは、県又はボランティアがアドバイスをする方法をとっていますが、今後、繁殖制限措置の確実な実施、確認について関係者と協議し、マニュアル等に取りまとめます。

⑥ 安易な引取りを抑制すべき

(ア) 引取時は、持ち込みに至るまでの詳細を記載させ、処分現場を見せるべき。

(イ) 引取時は、身分証等の確認(再々持ち込む人のチェック)をすべき。

(ウ) 引取時、他の動物に接触する前に感染症のチェックをすべき。(ノミ、しらみ、検便検査、血液検査)

(エ) 職員は、引取時の不妊去勢手術の助言など飼い主責任を徹底させる職務を確実に遂行すべき。

⑦ 無責任な飼い主には厳重な指導と、今後動物を飼うことがないように誓約書を。

引取時には念書を取り、繁殖制限に関する助言を行うと共に、リピーターの確認を行い、保健所から指導をするなど、引取時のマニュアルなどをつくりま

⑧ 引取りの有料化をすべき。

⑨ 動物取扱業者からの引き取りは一般よりも高額に設定すべき。

計画案5 (2) 取組内容4にあるように有料化を進める方針ですが、タイムスケジュールを1年前倒しします。

⑩ 収容動物の扱いを改善すべき。

(ア) オスメスの檻を分ける

(イ) 小型犬、大型犬を分ける

(ウ) 子犬、子猫、老犬、老猫を分ける。

(エ) 室温湿度を調整し、十分な給餌を。

(オ) 臨床経験豊富な獣医師の常勤

犬の区分けなどの配慮は現在も行っていますが、今後もソフト面で対応可能なところから改善していきます。

⑪ 収容動物の保管期間を延長するべき (最低4週間)。

現状の犬舎が保管できる頭数には限度があるため、犬の引取数と犬舎の状況をみながら、保管期間の延長を検討していきます。また、返還や譲渡の可能性のあるものについては、保管期間を延長します。

⑫ 収容動物の情報を写真と共に公開し、速やかな問い合わせへの対応ができる体制をつくるべき。

⑬ 保護動物の写真をとり、コンピューターで検索できるようにすると効果がある。

今後、ネットにより収容動物の情報公開を行う方向で関係者と調整します。また、運用している「アニマルステーション(犬猫を飼いたい人、譲りたい人、迷い犬・猫などの情報掲示板)」についても更なる活用を図ります。

⑭ 処分方法を個体ごとの麻酔薬による安楽死にするべき(「5年以内に」「10年以内に」「即刻」などの意見有り)

現在の処分頭数と人的体制では炭酸ガスによる処分を継続せざるを得ませんが、処分数削減の取り組みを行うなかで、将来的に収容頭数が減少した時には麻酔薬の投与などの方向性を考えていきたいと思

- ⑮ 虐待や遺棄に関する「対応マニュアル」をつくり、所有権剥奪などの取締りをする。また、動物愛護先進国の手法により虐待の「専門調査員」を創設、育成し、根拠法令を国に、条例制定を県に求める。
- ⑯ 虐待発見時の通報義務を。また通報を受けた警察、自治体の専門職員の立ち入り調査、被害動物の強制保護、隔離の措置ができるように制度の拡充を。

虐待や遺棄に関しては、県警と連携を取るほか、動物愛護推進員とも情報交換をしながら連携を図っていきます。

- ⑰ 不妊去勢手術を推進するためにワンちゃんお助け募金制度などは作れないか。(動物病院、図書館、役所、動物取扱業者、ドッグラン、ドッグカフェ、犬猫同伴のペンション、犬猫洋品店などに置く。)

高知県動物愛護推進協議会において取組みを検討します。

- ⑱ 団塊の世代には性格の分かった成犬の購入・譲渡を勧めるように。
- ⑲ 成犬譲渡を。
- ⑳ 成犬を譲渡すべき。譲った後のクレーム(静かだと言ったのに吠える、思ったのと違うから保健所に返す)が嫌なら、「数日間試し飼いをしてから飼えるようなら誓約書をかかわす」「引き取った後の連絡を必ず行う」などの簡単なルールづくり、ちょっとした工夫をするだけでいくらかでも譲渡可能では。

計画案5(2)取組内容1「譲渡制度の拡充」のなかで、成犬譲渡の方法を関係者と協議します。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

- ① 多頭飼育をしている場所を市町村ごとに把握し、適切な監督助言によりトラブルを未然に防ぐこと。
- ② 多頭飼いやエサやりには不妊去勢手術を指導し、高齢で搬送・捕獲の困難なものはボランティアに代行させる。金銭面や健康面以外で身勝手に迷惑行為を繰り返す者は罰金、動物の所有権剥奪の措置をすること。
- ③ 一定数以上の多頭飼育者には届出制を。
- ④ 野良猫対策として、TNR活動(野良猫の不妊手術をして元の場所に戻すこと。エサ槍の禁止をせずに住民が見守る方法)の啓発強化とルール作りを行政が主体となり行うべき。
 - ・ TNR活動を妨害する人、無責任なえさやりや手術に協力しない人に行政が強く指導する。
 - ・ 苦情の多い地域では、ボランティアの協力を得て地域へ問題解決を働きかける。その際、ボランティア任せではなく、地域の問題として自治会などに指導し、費用の捻出方法や野良猫不妊去勢手術をやすく行ってくれる獣医師の紹介をする。(そのために獣医師会との連携も持つ)
 - ・ 公共の場所の飼い主のいない猫対策について、関係部局と連携し、エサ場やトイレの設置、看板設置などをおこなう。
- ⑤ 猫には、えさやり禁止だけを訴えることだけではせず、「手術をしてえさを上げ、地域で管理してください」という方向でやること。不妊去勢手術の助成制度については県獣医師会にも協力呼びかけを。
- ⑥ 飼い猫は記念品つきで届出をしてもらい、飼い猫と放浪猫を把握。猫の飼い主に手術励行の通知をだしたり、マナー講習会の案内をする。

- ⑦ 地域猫活動に協力しない人、妨害する人に強い指導、または刑罰を。
- ⑧ エサやりで動物を増やしては死なせている無責任な人に行政からの命令・罰則を。
- ⑨ 地域ねこの取組を。やみくもに「えさをやるな」だけでは対立を招くだけ。繁殖制限義務とエサの後始末などのマナー厳守の必要性を掲げるべき。
- ⑩ 自治会単位での飼育動物や野良猫に関するルールづくりを支援し、自治会長などに講習会を受講させる。自治会からモデル地区を選び、広報で紹介する。優良地区は表彰する。

いわゆる野良ねこの対策については、県民の方からも多くの意見をいただきました。

計画案5（3）取組内容3「所有者不明ねこ及び多頭飼育に関するモデル的な対応策の推進」のなかで、市町村、県獣医師会と連携し、所有者不明ねこの対策の進め方について協議します。

また、他の自治体の取組みに関する情報を収集し、相談のあった際に情報提供したり、協議会等関係団体や推進員の会で協議する場を設けるなどして、地域主体のルールづくりを支援します。

- ⑪ 高齢者が動物を飼養する時のガイドラインを作成し、サポートを行うこと。

関連資料を収集し、高齢者に対する適正飼養の指導方法のひとつとして職員間で共有し、日々の適正飼養指導に生かすようにします。

（4）所有者明示（個体識別）措置の推進

【マイクロチップ反対意見】

- ① マイクロチップは、特定動物、外来生物以外に推進すべきでない。

【中間意見】

- ① マイクロチップを推奨するなら、安全性の証明をし、飼い主の任意とするべき。また、リーダーを保健所、警察、センター、獣医師等に全て配置すべき。
- ② 個体識別は、マイクロチップよりも迷子札の装着、首輪ぬげに対するの注意喚起を。
- ③ マイクロチップよりデザイン、機能性に優れた鑑札の装着の推奨を。

【マイクロチップ賛成意見】

- ① 動物を飼養する場合はマイクロチップを義務化すべき。
- ② 猟犬のように放し飼いされる犬については個体識別措置の義務付けを。

マイクロチップについては、このパブリックコメントで賛否両論のご意見をいただきました。現在の計画案には、マイクロチップの推進を記載していますが、ご意見を受け、別の個体識別の方法（迷子札の装着など）の推進も明記し、飼い主が措置をしやすい方法を選択することで、全体として個体識別措置が徹底されるように進めていきます。

（5）動物取扱業の適正化

- ① 動物の繁殖業者に繁殖個体を登録させ、親の年齢（猫1.5歳～6歳、犬2歳～6歳）、出産回数（年1回）などを規定し、守らない場合は刑罰を適用すべき。
- ② 動物の繁殖、販売産業の新規出店を禁止してほしい。

この計画では禁止や罰則を規定することはできません。
幼齢期の動物の販売日齢については、国においてもそのあり方が検討されているところですが、その検討経過もみながら、現在の規定である「成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売に供すること」の遵守について事業者へ指導していきます。

③ 悪質な動物取扱業者に対して、速やかな業務停止命令を下せるように制度の拡充を。

計画案5（5）取組内容「動物取扱業者への監視指導」のとおり、問題事例に対しては、法に基づく勧告、措置命令の早期適用を推進します。

（6） 実験動物の適正な取扱いの推進

- ① 実験動物の製造・販売業者にも基準の周知を。
- ② 実験動物について定期的な立ち入り調査、監視指導を。研究施設内にも倫理委員会を設け、記録保存と報告書の提出を義務付け、計画の内容と審査結果を情報公開してほしい。悪質な場合は実験の禁止を。
- ③ 実験動物に苦痛を与える行為の具体例とその禁止事項の記載、実験の県民への公開を。
- ④ 実験動物は必要最小限度に。苦痛を伴うものは禁止。違反した者は公表、罰則を。

この計画では禁止や義務、罰則を規定することはできません。
実験動物の取扱いについては、計画案5（6）現状 に記載しているとおり、指針やガイドラインが定められています。
このガイドライン等には、動物実験を客観的に審査・点検する動物実験委員会の設置や、動物実験責任者による動物実験計画書の作成、機関長による承認、履行状況の報告などが記載されているので、これらに沿って実験が行われるように周知、助言を行っていきます。

⑤ 譲渡した犬は実験用に回らないよう管理を。

県から実験用としての動物の譲渡はありませんが、譲渡後の犬については、追跡調査や何度も貰いにくる人の確認、指導などで、その後の経過の確認に努めます。

（7） 産業動物の適正な取扱いの推進

- ① 畜産動物に対して虐待が防止されていることなど広く情報の周知を。
- ② 産業動物の飼育方法について定期的に訪問、監視指導をし、欧米の家畜福祉の5つの自由の理念について周知を。ニワトリのバタリーケージやくちばし除去、ストールやクレートは全面禁止にしてほしい。
- ③ 産業動物にも苦痛を与える行為の具体例と禁止事項の記載を。
- ④ 畜産動物こそ、動物愛護の対象として虐待を受けることのないよう条例化を。

この計画では禁止について規定することはできません。
産業動物の飼養及び保管に関する基準の周知のしかたについては、農家における現状や、国、業界など全体の動きを踏まえたうえで、畜産関係部局と連携して実施します。

(8) 災害時対策

- ① 警察の動物愛護に関する知識の向上を図り、連携を強化するべき。災害時には警察はボランティアと協力して動物の一時避難を行う。

警察の担当者とも連携を図っていきます。

- ② 防災計画に、実験動物や産業動物、多頭飼育施設への対策を。

計画案5(8)取組内容4「一般県民、動物取扱業等に対する平常時対策の普及啓発」において実験動物など多頭飼育施設における平常時対策も普及啓発します。

- ③ 災害時対策として保護以外に里親探しも付け加えてほしい。また、特定動物は死亡させるのではなく、麻酔銃で眠らせて元の場所へ返すべき。

計画案5(8)取組内容2「獣医師会との協定、動物関係団体との調整」のなかで、新しい飼い主を探すことについても検討します。

(9) 人材育成

- ① 推進員は公募性を検討すべき。
② 推進員が少ない。100人ぐらいに増やすべき。

平成19年度に推進員を公募し、今後も計画案5(9)取組内容1「動物愛護推進員活動の拡充」のとおり、推進員の公募を行う予定です。
また、現在の推進員は、その分布に地域的な偏りが見られるため、県下全域への推進員の配置を目指します。
その際は、単純に数を増やすということではなく、実際に活動できる推進員が増えるよう、活動の内容をできるだけ明確にして公募します。

- ③ 教育者にも動物愛護教育の徹底を。

計画案5(1)取組内容6「学校飼育動物の適正な飼育環境に関する指導」や1「学校における動物愛護教室の実施」のなかで、学校との連携を図り、先生からも児童生徒の皆さんに普及啓発してもらえよう配慮します。